

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成28年6月16日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市 長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教 育 長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理 事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理 事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消 防 長	井坂沢守君
総 務 部 長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市 民 部 長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻井清
〃	補 佐	神野厚
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第 1	承認第 2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第 3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第 4号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について
- 日程第 2 議案第43号 市道路線の認定について
- 日程第 3 請願第 2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第 4 平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について
- 日程第 2 議案第43号 市道路線の認定について
- 追加日程第1 議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 請願第 2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第 4 平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書
- 追加日程第2 発議第 1号 市立さくら保育所に関する決議（案）
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会から会議録が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

日程第 1 承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年6月6日に付託されました承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号について、6月7日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第2号、承認第5号は異議がなく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、承認第3号、承認第4号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定いたしました。

議案第37号、第41号、第42号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第38号ないし議案第40号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております10件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託しておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、承認第2号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、この承認案件は、行政不服審査法の改正に伴い、税条例を改正するものでありますが、地方税法についても異議申し立て制度をなくします。

旧法の行政不服申し立てには、1、異議申し立て、2、審査請求、3、再審査請求の3種類がありました。異議申し立てがなくなり、審査請求だけになると、処分庁や不作為庁への不服の権利が狭まり、これには私は反対です。

また、納税証明書の交付手数料、固定資産税課税台帳の閲覧手数料、固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料の徴収について言えば、行政庁が賦課した税を確認、申請するものであり、本来申請者が手数料を支払う性格のものではありません。本来は無料とすべきであります。今回の改正で、手数料が200円だったものを300円に引き上げるもので、私は反対であります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第3号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市国保税条例の一部を改正する条例、これは、国民健康保険税の基礎課税額などにかかわる課税限度額について、1、基礎課税額にかかわる課税限度額を現行52万円を54万円に引き上げる。2、後期高齢者支援金等賦課額にかかわる課税限度額を現行17万円を19万円に引き上げます。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、1、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乘すべき金額を現行26万円を26万5000円に引き上げます。2番目に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行47万円を48万円に引き上げるものであります。

市当局の調べによりますと、負担額増が483万6500円、軽減額87万4175円となっております。5割・2割軽減の対象者をわずかに広げますが、この程度では、高く払えない状況は変わりはありません。

平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりましたが、その時点では、介護分課税額を含めますと、課税限度額は68万円でした。それが年々引き上げられ、今回の改定では85万円となっています。被保険者同士のやりくりは限界であり、国庫支出金の大幅増額こそ必要であります。

限度額の4万円の引き上げは、ますます高額な負担を被保険者に強いるもので、反対であります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第4号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、承認第5号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

私は、第1回定例会における平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)の反対討論で、「地方創生加速化交付金を当てにしたサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業案について、フルーツが地域の資源を売りものになっているにもかかわらず、果樹生産農家と共同した企画書になっていません。これでは絵に描いた餅になってしまいます。また、交流センターの中にレストランをつくり、3年後には年間2万8800人を見込んでいますが、余りにも希望的観測ではないでしょうか。再検討が必要です」と反対の討論をいたしました。

地域創生は、第一に福祉や暮らしを充実させること、第二に現に営んでいる農業や水産業及び中小企業を振興することにこそ力を入れるべきだと考えます。

私は、住民参加で交流センターの活性化を議論することが大事であり、特定の業者に丸投げするような安易な指定管理者の導入には賛成できません。

以上です。

○ 議長 (藤井裕一君)

5番 川村成二君。

[5 番 川村成二君登壇]

○ 5 番 (川村成二君)

議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、歩崎公園内に公の施設として設置した交流センターの目的を効果的に達成するために、指定管理者制度の導入が必要であるとの判断から条例の一部を改正するものです。

本市では、少子高齢化や人口減少の克服と市のさらなる魅力アップを図り、かすみがうら市を訪れたい、住みたい、住み続けたいという継続的なアプローチ手法を基本的な考え方に置き、地方創生総合戦略が策定されました。

この地方版総合戦略の事業を加速化するために、国において地方創生加速化交付金が創設され、本市が提案した事業は、効果の発現が高いと評価され、ほぼ満額の採択を受けたところです。

この事業は、東京千代田区に本社を構える株式会社ステッチと筑波銀行及び本市の三者が出資をした第三セクターで運営する「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」が主体となり、新しい人の流れを生み出す「サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業」を実施するものです。

その事業の拠点となる交流センターは、竣工後、公募により運営店の募集をしてきたにもかかわらず、応募がなく、利活用されていないなど、建設に至る経緯なども含め疑問視されてきた背景もあります。

しかし、このたびの株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの設立により、市民を初めと

する多くの方々に地産地消のメニューにこだわるレストラン事業や、食やフルーツ、健康などをテーマとしたイベント、地域の生産者とともに開催するマルシェ事業などの事業展開が具現化されました。

その事業展開に加え、今回、指定管理者制度導入の条例改正案が提案されたことで、民間の機動力や発信力、プロデュース力に大いに期待ができるとともに、施設の活性化や効率化につながり、施設運営の目的を効果的に達成に導けるものと考えます。

地方創生の取り組みは、地域の魅力に磨きをかけ、積極的に情報発信することにより、交流人口の拡大と地域の雇用をつくり出すことでもあります。

交流センターが、霞ヶ浦自転車道の中心的な役割だけでなく、地域の活性化を担う先導的な施設へと発展させるべく、行政が全力で事業の推進に取り組むことも強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第38号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党は第189回国会で、学校教育法等の一部を改正する法律案に反対をいたしました。反対する第一の理由は、本法案により制度化される義務教育学校、小中一貫校について、小中一貫校と普通の小中学校を比較研究した国の調査がなく、教育効果、問題点が検証されていないか

らであります。

政府は、制度化の理由に、中学校での不登校や暴力行為、いじめの増大など、中1ギャップの解消を挙げています。しかし、中1ギャップそのものが、事実というよりは印象に基づく概念であると文部科学省自身が認めています。

さらに、小中一貫教育の成果として挙げられているいじめの減少や学力向上のデータは、ほかの要因で容易に変化するもので、成果として見ることはできません。むしろ小学校高学年期での主体性の成長が損なわれるといった弊害が指摘されている制度を性急に法制化すべきではありません。

反対する第二の理由は、小中一貫校の制度化が学校統廃合をさらに加速化させる手段となるからであります。この10年間で公立小中学校は3,000校が統廃合されています。制度化で、小学校同士の横の統廃合に加え、小中一貫という縦の統廃合が進み、地域からさらに学校が減少することになります。

現に、既にある小中一貫校の多くが学校統廃合とセットで実施されているほか、文部科学省が昨年1月に示した「学校統廃合の手引」は、小中一貫校教育を一定規模の学校規模の確保のためにできる工夫例として明記しております。その狙いは明らかであります。

反対する第三の理由は、多様化、弾力化のもとに、小学校段階から複数の学校制度、教育課程が設けられ、教育の機会均等が崩されるからであります。本法案により、小中一貫校が設置される地域と、これまでの小中学校の地域が併存することになります。学校制度そのものは6・3制度の原則が維持されるものの、4・3・2といった教育課程の特例を実施することで、教育内容も地域により違いが出ることになります。

現在、小中一貫教育として4・3・2の教育課程のもと、英語の早期導入などの教育課程の前倒しが行われております。地域によって教育内容が異なるため、転校により学習内容が保障されず、問題であります。

以上が反対の理由であります。小規模校のよさや小中学校の交流などの工夫を進めることが必要だと私は考えます。小中一貫校が義務教育学校としての法制化にされることに対して私は反対でありますので、この議案に反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第39号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

美並小学校施設統合整備事業にかかわる特定財源の過重等に伴う繰り上げ償還について、私は6月6日の本会議で、これまでも美並小学校統合施設事業にかかわる問題で、1つ、増改築工事では鉄筋工事における鉄筋数量の不足が発覚し、請負契約を変更。864万円を増額いたしました。2つ、美並小学校プール改築工事では、床やはりに伴う鉄筋が約22トン、基礎などにつかうコンクリート128立米などが計上漏れで、照明器具は14台中12台が不足。不足分は合計で655万円を増額をいたしました。今回は、屋内プールという概念、国庫補助対象の要件を間違っただとして、約1億3500万円を繰り上げ償還するといいます。この問題の具体的説明と責任の所在、今後の対策、連続する設計ミスとあわせて市長の見解を質しました。加えて、この屋内プールの国庫補助については、県教育長、財務課と協議をしており、国や県の責任はないのかと質しましたが、明確な答弁はありませんでした。

繰り上げ償還は、多くのお金を借りたので、その分を返すということでもあります。問題は補助金ですが、県と協議し内示まで受け、県にも訂正も連絡しています。国も責任の一端はあるのではないのでしょうか。屋内プールとして起債を認めたから多くのお金を借り、結果、繰り上げ償還になったと考えます。

私は、繰り上げ償還という安易な手段で片づけるのではなく、市当局は、国・県と再協議し、責任の所在を明確にすべきであり、その上で改めて提案することを求めます。

なお加えて、私の本会議での質疑に対して市長の答弁がなかったこと及び不誠実な執行部の対応を考えると、この補正予算には賛成できません。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

9番、小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま議題となっております平成28年度かすみがうら市一般会計の補正予算のうち、公債費にかかわる部分において、地方債の超過借入れ分の償還に充当する経費が計上されております。

担当部署からの説明によりますと、美並小学校施設統合環境整備事業のプール改築工事を進めるに当たり、平成26年度事業として、天候に影響なく使用できる屋根及び壁つきプールであったことから、国の交付金を屋内プールの定義で申請をしてしまったとの説明がありました。

担当である教育委員会がそのことを認識したのが平成27年度末であったことにより、財政融資資金の申請から借り入れまでの一連の事務に間に合わせることができず、地方債の超過借り入れに至ったわけであります。このことについては、教育委員会と政策経営課との連絡不足は免れないのではないのでしょうか。

私は、これまでも内部統制体制の強化やコンプライアンスの推進、リスクの管理体制の高度化などについてどのように取り組んでいくのか、平成28年度はその意気込みが問われる年になることを指摘してまいりました。

一たび行政に係る事故や事件等が発生した場合、行政内部においてどんな役割分担があろうがなかろうが、どの部署での問題なのか、市民目線からすればそれは全く関係のない内輪のことで、かすみがうら市全体の不祥事として取り扱われることとなります。最終的には坪井市長の責任を問われることになるのだと危惧をするところであります。

しかし、何よりも、将来を担う子どもたちが安心して学び成長でき得る教育環境の充実や、地方創生の大きな目標である「地域の魅力づくり」という点も考慮しなければなりません。

よって、これからの執行部の巻き返しに期待をするとともに、全庁的な内部管理体制強化のための取り組みと事務を進める上でのさらなる改善をされることを強く願ひまして、賛成討論いたします。

以上。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第40号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 4 3 号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第43号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年6月6日に付託されました議案第43号の審査のため、同日委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第43号は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果について質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

お諮りをいたします。

議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第 1 議案第 4 4 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第 1、議案第 44 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第 44 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

本案は、宮本雪代氏を再任命いたしたく、ご同意をお願いするものです。

宮本氏は、教職に加えまして、子どもを守る母の会会長などを歴任されまして、その幅広い経験に裏づけされました豊富な識見に加えまして、教育委員として市の教育発展にご尽力いただいておりますことから、教育委員として最適者と判断をし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により同意をお願いするものです。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第 44 号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号は人事に関する案件でありますので、先例により討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案第 44 号の採決を行います。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第44号は同意することに決しました。

日程第 3 請願第 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。これより委員長の報告を求めます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（田谷文子君）

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会において、請願に対する委員長の報告を行います。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書については、6月7日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立多数で趣旨採択とすべきものと決しました。

以上で平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております請願の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をしておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次いで、請願第2号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第2号 市立さくら保育所の維持継続を求める請願書について、趣旨採択ではなく、採択を求める討論を行います。

今回の請願は、保護者の合意を無視して市長が2月5日、一方的に閉所時期の決定を宣言したことに端を発しております。

請願趣旨に書かれてありますように、一昨年の市長選挙で、坪井市長が「さくら保育所の廃止については、保護者の合意のもとに廃止時期を決定することを約束します」と公約しており、保

保護者の合意のない閉所時期の決定は公約違反であることは明らかであります。「市長は苦渋の決断と言いますが、苦渋を強いられるのは保護者のほうです」との思いは当然ではないでしょうか。

参考人質疑でも明らかになったように、参考人は「いきなり閉所決定と私たちに投げかけられてしまい、質疑に対して曖昧な返事しかいただけないのは合意とは違う」と述べています。

さらに、請願の「さくら保育所が閉所になった場合、保育を受ける権利が確実に保障されるのが不安なこと」について、参考人は「説明会后、3カ月たっても何の情報もなく、不安な状況にあった。その後、父母の会の臨時総会を開催し、保護者の話し合いと合意のもと、父母の会として請願することになった。保護者の切なる思いとして、希望する保育園の転所の確約もなく、あいている保育所への振り分けをするなら、閉所には同意できない」という思いは切実ではないでしょうか。

特に「途中入所が困難な実態がある中で、年度途中入所の受け入れ態勢が確立されていないことです。これでは保育難民が出ることは必至です」と請願にあります。市町村の保育実施義務のあり方を問う大事な指摘ではないでしょうか。

乳幼児保育にかかわって、わかぐり保育所の整備問題が浮上してまいりました。しかし、これに対しても参考人は「整備内容が明確にできないというのは非常に困ってしまう」とも述べています。

そして最後に、「市側がきちんとした説明、明確な回答をしていただけないことには、私たち保護者が今できることは、さくら保育所の維持・継続を求めるしかない」と述べています。

市当局は、5月22日付のさくら保育所父母の会から提出された「回答書内容確認について」に対する市の考え方、この回答によると「閉所に伴う待機児童を発生させないことを最優先に対処します」という一方で、「なお、希望調査は、保育の継続性を保つために行うものとなり、個別の希望先を確約するものではありません」と回答しています。これでは不安になるのは当然ではないでしょうか。

児童福祉法第24条第1項は、市町村は保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと市町村の保育実施義務を規定しています。市町村の保育実施義務とは、保育を必要とする全ての子どもに対して保育を保障する義務を言います。新制度においても、児童福祉法によって何ら変更されるものではありません。

今回の請願署名数は1,400人に達するものであります。私は、この市町村の保育実施義務を果たす立場で、市長はこの請願を真剣に受けとめることを求めます。そして、議会議員の皆さんにおいても、請願の趣旨をご理解いただいて、採択をしていただくことをお願いをいたしまして討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

市立さくら保育所の維持・継続を求める請願に対する趣旨採択について、賛成の立場から討論いたします。

私は、保育所の民営化に原則として賛成の立場であります。今回のさくら保育所の閉所に関

しましては、市として事業の進め方や保護者との意思疎通に欠ける点が見受けられたことが発端で今回の請願に至ったものではないかと理解をしております。

保護者の方々が求めているのは、さくら保育所が閉所になり、子どもたちの保育がどう変化するのか、公の責任で進められてきた保育が確実に保障されるのか、年度途中においても待機児童の発生がなく入所ができるのかなど、保護者の誰もが持つであろう不安が解消されていないことが6月7日に開催された議案審査特別委員会の中で参考人から聴取してわかりました。

今後、市に求めることは、保護者の不安を解消すべき事項について明確に説明責任を果たしていくことであると思っております。

私は、民間保育園や幼稚園のサービスがどのようになっているのか、民間ならではのよい面があると思っております。競争の原理が働き、お互いに切磋琢磨し、それぞれ保育園や幼稚園で特徴を持った個性あるサービスが行われていることを認識しております。

この請願の結果はどうであろうとも、最優先すべきは子どもたちの健やかな成長です。今回、請願という手段に訴えざるを得なかった保護者の気持ちを市は真摯に受けとめ、今まで以上に保護者と話し合いを持たれることを切に要望し、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願の趣旨採択に賛成をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより請願第2号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決しました。

日程第 4 平成27年請願第9号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書については、平成27年12月15日に開催された委員会において継続審査となり、平成28年2月10日、3月15日と審査を重ねてまいりました。

今回、6月7日に開催しました委員会において、執行部より意見等を聴取した上で、慎重に審査を行い、結論に至りました。

審査の表決に当たり趣旨採択とすべきとの発言があり、討論を踏まえ、起立採決を行った結果、起立多数で、平成27年請願第9号については趣旨採択とすべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております請願の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をしておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次に、平成27年請願第9号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書について、趣旨採択ではなく、採択を求める討論を行います。

「施設を利用している人たちは、老若男女さまざまであるが、おのおの生きがいを見つけ、楽しんでいる。使用料見直しなどと言われたら、利用者はどんどん減ってしまわないだろうか。これこそ「角を矯めて牛を殺す」ということにはなりはしないかと危惧してしまう。もっと市民が文化的な生きがいを享受できるような市政を考えてほしいと願うものである」という投書をいただきました。

今回の請願に対する署名数は1,600を超えております。市当局は、負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保などと称して、公共施設の使用料の有料化、引き上げを検討しておりますが、そもそも働く女性の家も勤労青少年ホームも使用料は無料と設置管理条例で決まっております。だからこそ多くの町民、市民が気軽に活用してきたのではないのでしょうか。

「そもそも施設をつくる時、利用されてこそその施設であり、そのような観点で何十年と続いていたルールがあったはずです。突然ルールを変更して、何もかも受益者負担にしていくことは、市民へのサービスをやめるということにつながるのではないのでしょうか」と心配する声が市民から寄せられています。

私は、利用者と利用していない市民との間で対立させて有料化する、使用料を引き上げるということは、あってはならないことだと考えています。いかに利活用されるかを考えるのが行政の

やることではないでしょうか。

市民が公共施設を利活用することについて、受益者負担を原則にするのはなじまないと考えております。地方自治体の使命は、住民福祉の向上であります。有料化や使用料金の引き上げは市民の負担を強め、公共施設の利用を制限する結果となります。有料化、引き上げは、住みよいまちづくりに反する行為だと考えます。したがって、私はこの請願に全面的に賛成するものであります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより平成27年請願第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、平成27年請願第9号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決しました。

動議の提出

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

さくら保育所に関する決議案についての動議を提出します。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ただいまの動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時21分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま岡崎 勉君ほか13名から提出されました発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。
議案の配付を願います。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第 2 発議第 1 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第2、発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）を議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

市立さくら保育所に関する決議（案）。

文章を朗読させていただきます。

今日、地域社会において最も身近な児童福祉施設である保育所には、常に一定の保育水準を維持するとともに、増大かつ多様な保育ニーズに的確に応え、入所児童の発達過程に応じたきめ細かな保育をはじめ、積極的に入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援などを積極的に取り組むことが求められている。

そのため、市の責任において、子どもたちが心身ともに健やかに育つ地域社会の実現に向け、市全体の保育水準の向上を図ることが必要である。

今般、市立さくら保育所の問題に関し、当該保育所に入所する児童の保護者の間で、さまざまな不安や不満が広がっている。

我々はこのような事態を重く受けとめ、市長はこの件について、責任を持ち、万難を排して対応すると言明をしていることから、本件の課題に真摯に向き合い、児童への影響や保護者の不安に何よりも十分に配慮するとともに、当該保育所に入所する児童の保護者の希望や意見を最大限尊重し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1、市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は、市が責任を持って保育の必要な子どもが保育を受けられることを保障し、年度途中入所の受け入れ態勢を確立すること。
- 2、さらに、保護者が希望する他の保育所等にスムーズに入所したり、転所したりすることが

できるよう、最大限の配慮を行うこと。

3、本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるまちの実現に一層努めること。
以上、決議します。

○議長（藤井裕一君）

以上で発議第1号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

決議（案）に対しての趣旨説明の中で、記、1のところの「市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は」とあります。今回は市長が2月5日に、保護者の合意を得ないで、閉所の時期を平成29年度末、すなわち平成30年の3月末にするということだったんですね。これが実際にはいろいろな質問が投げかけられても、これに答えられなかったということが今回の請願になったというふうに思っていますが、この「市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は」というのは、これは期日のことについては特段指定はしていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

ただいまの佐藤議員の質問ですが、この「終了する場合は」というのは、この記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

つまり、記載のとおりだということは、明確な日付はないというふうに理解してよろしいかと思いますが、その理解でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

ほかに。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、お手元に配付してあります閉会中の所管事務調査申出書のとおり閉会中の調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件につきましては、ただいまの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第2回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

5月31日に開会をいたしました今定例会は、平成28年度の一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め承認案件、あるいはまた条例など、多くの重要案件につきまして慎重なるご審議をいただき議決を賜りまして、本日閉会の運びとなりました。心からお礼を申し上げます。

また、さくら保育所の維持・継続に対する請願につきましても、閉所に伴う保護者の方々の不安があることや各議員からいただきましたご意見、ただいまの議決等を踏まえながら、公としての責任を果たしてまいります。

成立を見ました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のために万全を期してまいりたいと考えております。

審議の中で議論となりました交流センターを核とした観光DMO事業につきましては、既に未来づくりカンパニーが市内の生産者の方々のご協力をいただきながら、7月中旬の事業開始に向けまして準備も整ってまいりました。

この事業によりまして、かすみがうら市の魅力発信を図り、交流人口の拡大や地域の活性化を目指してまいりますので、議員各位にもご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これもちまして、平成28年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

閉 会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会副議長 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄